

## 高知県認定こども園推進費補助金事業実施要領

### 1 目的

この要領は、平成23年度高知県認定こども園推進費補助金交付要綱に基づいて実施される事業について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業の要件等

#### <幼稚園型・保育所型支援事業>

##### (1) 保育・教育内容充実支援事業

この事業の要件については、次のとおりとする。

##### ア 研修の要件

| 研修出席職員                 | 対象  | 対象外                                |
|------------------------|---|------------------------------------|
| 幼稚園の職員<br>(有資格者のみ)     | ・ 保育に関する研修<br>・ 子育て支援に関する研修                 | ・ 幼児教育に関する研修<br>・ 県教育センターが実施する基本研修 |
| 保育所の職員<br>(有資格者のみ)     | ・ 幼児教育に関する研修<br>・ 子育て支援に関する研修               | ・ 保育に関する研修<br>・ 県教育センターが実施する基本研修   |
| 認可外保育施設の職員<br>(有資格者のみ) | ・ 幼児教育に関する研修<br>・ 保育に関する研修<br>・ 子育て支援に関する研修 | ・ 認可外保育施設のみ対象の研修                   |

##### イ 代替職員の要件

代替職員は、保育・教育に従事する職員の研修期間中、その職員の業務を行わせることを目的に、有資格者を臨時に雇用していること。

##### (2) 特別支援事業

特別な支援を要する子どもを担当する職員は、認定基準で定める職員の数を超えて有資格者又は看護師免許保有者を雇用していること。

##### (3) 有資格者職員配置事業

毎月初日に在籍している子どもの数及び子どもの数に対応する有資格者の数を、毎月15日までに別紙により報告すること。

##### (4) 職員配置支援事業

保育に欠けない子どもを担当するために、有資格者を雇用していること。

##### (5) 調理員配置支援事業

調理（調乳を含む。）担当職員は、他の業務を担当していない専任職員であること。

#### <地方裁量型支援事業>

(1) 市町村の実施する認可外保育施設への補助（ほのぼの保育事業等）の交付を受けていること。

(2) 保育所機能部分において、対象児童に年齢制限を設けないこと。

(3) 毎月初日に在籍している子どもの数を、毎月15日までに別紙により報告すること。

### 3 補助基準額の算定

#### <幼稚園型・保育所型支援事業>

##### (1) 年度途中の雇用又は離職

職員の雇用にあたり、年度途中の雇用又は離職があった場合の補助基準額は、次のとおり算定し、1円未満の端数は切り捨てる。

(補助基準額÷12ヵ月)×雇用した月数

##### (2) 月途中の雇用又は離職

職員の雇用にあたり、月途中の雇用又は離職があった場合の補助基準額は、次のとおり算定し、1円未満の端数は切り捨てる。

(補助基準額÷264日)×雇用した日数

##### (4) 1日に満たない臨時雇用(保育・教育内容充実事業関係)

職員の雇用にあたり、1日に満たない臨時雇用があった場合の補助基準額は、次のとおり算定し、1円未満の端数は切り捨てる。

(補助基準額÷8時間)×雇用した時間数

##### (5) 月途中の入所又は退所(職員配置支援事業関係)

保育に欠けない子どもの入・退所にあたり、月途中の入所又は退所があった場合の補助基準額は、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の算定を準用する。

#### <地方裁量型支援事業>

##### (1) 補助基準額の算定における年齢区分については、次のとおりとする。

ア 「乳児」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条本文の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとする。

イ 「1・2歳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り1・2歳児とみなすものとする。

ウ 「3歳児」とは、入所した年度の初日の前日において4歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなすものとする。

##### (2) 月途中に入退所があった場合の補助基準額の算定については、次の算式のとおりとし、10円未満の端数は切り捨てる。

###### ア 月途中入所児童の場合

年齢区分ごとの単価×その月の月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

###### イ 月途中退所児童の場合

年齢区分ごとの単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

高知県認定こども園推進費補助金事業実施要領  
(別紙)

施設名：

(報告者： )

<幼稚園型支援事業>有資格者職員配置事業 (平成 年 月初日報告)

<地方裁量型支援事業> (平成 年 月初日報告)

|                           | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 計 |
|---------------------------|-----|-----|-----|---|
| 定員                        |     |     |     |   |
| 在籍している子どもの数 <sup>注1</sup> |     |     |     |   |
| 最低必要保育士数 <sup>注2</sup>    |     |     |     |   |
| 補助対象保育士数 <sup>注3</sup>    |     |     |     |   |
| 職員配置状況                    |     |     |     |   |

注1 在籍している子どもの数は、継続して月極で入園する子どもの数を記入すること(一時預かり等は含まない)。

注2 最低必要保育士数は、0歳児数÷3人、1～2歳児数÷6人で計算し、それぞれ小数点第2位を切り捨てること。

最低必要保育士数の計は、上記により得た数を合算し、小数点第1位を四捨五入すること。

注3 補助対象保育士数は、<幼稚園型支援事業>の場合にのみ記入し、上記により得た数に2/3を乗じ、小数点第1位を切り上げること。

※以下は、地方裁量型のみ記入してください。

|                           | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計<br>(0～5歳児) |
|---------------------------|-----|-----|-----|---------------|
| 定員                        |     |     |     |               |
| 在籍している子どもの数 <sup>注4</sup> |     |     |     |               |
| 最低必要保育士数                  |     |     |     |               |
| 職員配置状況                    |     |     |     |               |

注4 在籍している子どもの数のうち、幼稚園機能部分の在籍者数は( )書きで内数を記入すること。